宗教的理由による輸血拒否に対する箱根病院の対応

1. 宗教上の理由を元に拒否される患者さんへの対応としては原則として「宗教的輸血拒否に関する合同委員会」によるガイドラインにそって行います。
2. 輸血を行う必要がある場合、患者さん本人および家族・代理人に対し十分に説明し最善の意思決定ができるように最大限努力をします。
3. 絶対的無輸血を希望する場合はその意思を尊重します。しかし予期しえない出血などにより本来の疾患経過と関係なく生命に危険が及んだ場合は相対的無輸血の方針をとることを除外しません。
4. 輸血拒否の有無にかかわらず、輸血を行う必要がない治療および検査に関しては、全ての患者さんに対しその意思に従い最善を尽くした医療を提供します。

※絶対的無輸血：患者さんの意志を尊重し、たとえいかなる事態になっても
輸血をしないという立場・考え方。

※相対的無輸血：患者さんの意志を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、
「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。